

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 第四第七項及び第八項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 同 上

第三十七条 第四第七項中「及び住所」を「住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。)」に改め、同条第八項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

(租税特別措置法の一
部改正に伴う経過措置)

第八条 省 略

3 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項及び第五項において「三年経過日」という。)以後最初に当該特定口座における新租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において同条第四項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月

三十一日（当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日））までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（第五項において「個人番号カード」という。）その他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））であつて財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。）を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならぬ。ただし、三年経過日（番号非保有者にあつては、番号通知日）までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 省略

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日（同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日）までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあつては、番号通知日）までに当該非課税口

三十一日（当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日））までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（第五項において「個人番号カード」という。）その他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあつては、番号通知日）までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 同上

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日（同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日）までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあつては、番号通知日）までに当該非課税口

、番号通知日）までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 省略

2 支払調書等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十八条の四第一項に規定する調書等、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第四項に規定する調書、租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等、同法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書及び同法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項に規定する国外送金等調書、同法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書及び同法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出に係る新国税通則法第二百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に生ずる支払等（支払、交付、譲渡、行使その他の事由を同一。）の提出に係る新国税通則法第二百二十四条第一項の規定は、第三号施行日前に生じた支払等に基づき提出する支払調書等について適用し、第三号施行日前に生じた支払等に基づき提出した支払調書等については、なお従前の例による。

3 省略

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の三第一項中「及び住所〔〕を「住所〔〕に、「〔〕の項において同じ。」」を「この項において同じ。」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）に、「及び住所〔〕を「住所及び個人番号又は法人番号を」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 同上

2 支払調書等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十八条の四第一項に規定する調書等、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第四項に規定する調書、租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項に規定する国外送金等調書及び同法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出に係る新国税通則法第二百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に生ずる支払等（支払、交付、譲渡、行使その他の事由を同一。）に基づき提出する支払調書等について適用し、第三号施行日前に生じた支払等に基づき提出した支払調書等については、なお従前の例による。

3 同上

(所得税法の一部改正)

第十四条 同上

第二百二十四条の三第一項中「及び住所〔〕を「住所〔〕に、「〔〕の項において同じ。」」を「同じ。」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）に、「及び住所〔〕を「住所及び個人番号又は法人番号を」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 同上

別表第一の七十四の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る届出」を「受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収」に改め、同表の七十七の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る」を「受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第一百九条の三の設立の認可又は同法第一百三十九条の」に改め、同表の七十七の六の項中「届出」の下に「同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存」を加え、「規定による」を削り、「一時金」の下に「若しくは同法附則第三条第二項の脱退一時金」を加え、同表の七十七の七の項中「厚生労働省」の下に「及び日本年金機構」を加え、「同法第十三条第三項の一時金の支給」を「同法第六条第一項の永住帰国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付」に改め、同項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える。

別表第一の七十四の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る届出」を「受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収」に改め、同表の七十七の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る」を「受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第一百九条の三の設立の認可又は同法第一百三十九条の」に改め、同表の七十七の六の項中「届出」の下に「同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存」を加え、「規定による」を削り、「一時金」の下に「若しくは同法附則第三条第二項の脱退一時金」を加え、同表の七十七の八の項中「厚生労働省」の下に「及び日本年金機構」を加え、「同法第十三条第三項の一時金の支給」を「同法第六条第一項の永住帰国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付」に改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える。

七十七の九 厚生労働省及び日本年金機構組合、全国市町村職員	七十七の八 石炭鉱業	七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構	七十七の八 石炭鉱業	七十七の九 厚生労働省及び日本年金機構
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)による年金である給付又是一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による同法第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による同法第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一

七十七の九 厚生労働省及び日本年金機構組合、全国市町村職員	七十七の八 石炭鉱業	七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構	七十七の八 石炭鉱業	七十七の九 厚生労働省及び日本年金機構
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)による年金である給付又是一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による同法第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による同法第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一

共済組合連合会及び
地方公務員共済組合
連合会、国家公務員

共済組合及び國家公
務員共済組合連合会

又は日本私立学校振
興・共済事業団

項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出
等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出
等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 省略

2 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日（以下この項及び第五項において「三年経過日」という。）以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日（同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号（以下この項及び第五項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日（以下この項及び第五項において「番号通知日」という。）の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならぬ。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

3・4 省略

5 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融商品取引業者等の営業所等に同号に規定する本人証券口座を開設している者は、三年経過日以後最初に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等の依頼をする日（同日において個人番号を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

6・7 省略

2 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日（以下この項及び第五項において「三年経過日」という。）以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日（同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号（以下この項及び第五項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日（以下この項及び第五項において「番号通知日」という。）の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

3・4 同上

5 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融商品取引業者等の営業所等に同号に規定する本人証券口座を開設している者は、三年経過日以後最初に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等の依頼をする日（同日において個人番号を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人証券口座が廃止された場合は、この限りでない。

6・7 同上

次のように改正する。

第十二条中「第三十条の八第三項」を「第三十条の十五第三項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下この条において「旧公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書(以下この条において「電子証明書」という。)は新公的個人認証法第三条第六項の規定により機構が発行した署名用電子証明書と、旧公的個人認証法第十四条に規定する発行者署名符号は新公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符号とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

2510 省略

四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
第十二条中「第三十条の八第三項」を「第三十条の十五第三項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下この条において「旧公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書(以下この条において「電子証明書」という。)は前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下この条において「新公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定により機構が発行した署名用電子証明書と、旧公的個人認証法第十四条に規定する発行者署名符号は新公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符号とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

2510 同上